

介護保険負担限度額認定

介護保険制度では、申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けることで、居住費と食費が、減額される場合があります。

●対象者 ①②③の要件のいずれかに該当し、④⑤の要件いずれにも該当する人

①生活保護を受給している人（65歳以上の人）

②老齢福祉年金を受給している人

③世帯全員が市民税非課税の人

④配偶者（世帯が異なる場合や事実婚も含む）が市民税非課税の人

⑤預貯金、信託、有価証券、現金などの資産が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の人

※この要件に該当しない人でも、「介護保険負担限度額認定に係る特例減額措置」の対象となる場合があります。

利用施設

◇介護老人福祉施設

◇介護老人保健施設

◇介護療養型医療施設

◇介護医療院

◇シヨートステイ

必要なもの

◇介護保険負担限度額認定申請書

（申請先で配布）

◇老齢福祉年金手帳（受給している人）

◇本人と配偶者、申請者の印鑑

◇本人と配偶者の預貯金口座残高の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人と、申請日から2カ月以内に記帳された最終の残高が分かるもの）

◇投資信託や有価証券がある場合は、証券会社や銀行の口座残高の写し

◇負債がある場合は、借用証明書等の写し

◇配偶者の平成30年度非課税証明書等の写し（配偶者が1月1日に大野城市に住所がなかった場合のみ必要）

※平成28年8月1日から、利用者負担段階（下表）の判定要件が見直され、非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入額とみなされます。申請書には非課税年金についても必ず記入してください。

※すでに認定証の交付を受けている人には、6月上旬に更新案内と申請書を自宅に送っています。引き続き減額を受けるには8月31日（金）までに再度申請が必要です。

申請と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当

☎（580）1860

食費・居住費の利用者負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	要件	食費	居住費			
			多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室
第1段階	生活保護受給者	300円	0円	490円 (320円)	490円	820円
第2段階	老齢福祉年金を受給している人					
第3段階	合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	390円	370円	490円 (420円)	490円	820円
第4段階	合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える人	650円	370円	1310円 (820円)	1310円	1310円
第4段階	第1～第3段階以外の人（市民税課税世帯の人など）	負担限度額認定証の交付対象になりませんので、負担額は施設によって異なります。				

※（ ）内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額。

お中元は簡易包装で

お中元の時期になりました。包装によって見た目はきれいになりますが、ごみは確実に増えます。贈答品を購入するときは、簡易包装に協力してください。

また、包装紙や紙箱などは古紙としてリサイクルできるため、もえるごみとして捨てずに、公民館などの古紙等回収倉庫や地域の集団回収に出しましょう。



公民館に古紙などを持ち込むときは路上駐車をしないで

路上駐車はほかの人の通行を妨げる行為ですので、公民館に車で古紙などを持ち込むときには、駐車場を利用して搬入してください。

問い合わせ先

環境・最終処分場対策課廃棄物・最終処分場担当

☎（580）1889